

論 説

仮釈放と社会内処遇体制(一)

——イギリスにおけるパロールを素材として——

瀬川晃

- 一 はしがき
- 二 イギリスにおけるパロールの基本構造
- 一 導入の経過と理論的基礎——「ピーグ理論」
- 二 対象者選択過程——スリータイヤズシステム
- 三 パロール許可基準〈以上本号〉
- 三 イギリスにおけるパロールの現状と改革案
- 四 仮釈放と社会内処遇体制
- 五 結び

一 はしがき

現代刑事政策の起点は社会内処遇にある。これまで刑務所のなかで受刑者を社会復帰させようとする様々な努力がなされてきた。しかし刑務所の改善効果に大きな期待を寄せることができないことは、今日ほぼ共通した認識に達し

たといつてよい。この施設内処遇の限界が意識されるにつれ社会内処遇への期待が高まつたが、同時に社会内処遇との一貫性を無視した施設内処遇はいまや存在しない。現在、わが国でも、監獄法改正作業が進行しているが、そこでも施設内処遇と社会内処遇の連携の強化は看過できない重要課題である。また早晚、更生保護諸法の改正も、監獄法改正と関連しつつ、具体的な日程にのぼるはずである。この施設内処遇と社会内処遇の有機的結合が主要な刑事政策思潮となる状況のなかで、最大の課題は施設内処遇から社会内処遇への橋渡しともいうべき仮釈放であるといつてよいであろう。

しかし、仮釈放は、ホール・ウイリアムズらの言葉⁽¹⁾をかりれば、ミステリーにみちているといわねばならない。けだし、それは仮釈放の実際のメカニズムが解明されないままにおかれているからである。とくに、本稿の主題である仮釈放の審理については、実務的な制約も手伝つて、これまで審理機関、許可基準を含む仮釈放手続に関する十分な研究が行なわれていない。わが国でも仮釈放の消極的運用がつとに指摘されながら、審理の実体は明らかになつていない。さらに、アメリカ合衆国ではパロール審理の秘密性・恣意的運用への批判が高まり、パロール廃止論すら出現している。では、「社会内処遇の先進国」⁽²⁾（ラジノヴィツツ）といわれるイギリスのパロール審理はどのような状況にあるのだろうか。わが国では、若干の論稿⁽³⁾を除いて、この点はほとんど知られていない。パロール許可のメカニズムがわが国と近似しているといわれるイギリスについてパロール審理の動向・現状を探りつつ、仮釈放の発展と限界を考えることの意義はけつして小さくないと思われる。

本稿では、このような問題意識のもとに、以下には、まずイギリスのパロール許可手続の基本構造と現状を紹介し、そのうえで仮釈放制度を前進させる手がかりをえたい。その際、とくに社会内処遇体制が仮釈放にどのようにかかわ

りあつてゐるかについても焦点をあてるつもりである。筆者は、前稿で、アメリカ合衆国とカナダのパロール批判・廃止論を素材として、わが国において主流を占める楽観的社會内處遇論に対する疑問を提起したが、本稿では、イギリスのパロールを素材として社會内處遇体制の力量とその限界に着目しながら、仮釈放制度発展の眞の手がかりをえようとするものである。

- (1) Hall Williams, *Natural Justice and Parole* (1), [1975] Crim. L. R., p. 82.
- (2) L. Radzinowicz and J. King, *The Growth of Crime*, 1977, p. 321.
- (3) 鈴木一久『犯罪者の社會内處遇に関する比較法制的研究』〈法務研究57集5号〉（昭和四六年）、富田正造「イギリスの更生保護制度」ジヨリスト五六八号九八頁以下。
- (4) 瀬川晃「社會内處遇の序論的考察—パロール廃止論を素材として」同志社法学一五三号一一九頁以下。

二一 イギリスにおけるパロールの基本構造

一 導入の経過と理論的基礎——「ピーカ理論」

イギリスの仮釈放の起源は、一九世紀初頭の流刑受刑者に対する ticket of leave 制度に遡る。⁽¹⁾ 現代的な意味でのパロールの範型は、ボースタル訓練（一九〇八年犯罪防止法）のなかで胚胎し、その後、予防拘禁・矯正訓練の対象者および青年受刑者に拡大した。⁽²⁾ さらに通常の拘禁刑をうけた成人受刑者に対するパロールがイギリスに導入されたのは、比較的新しく一九六七年刑事裁判法⁽³⁾であった。導入当時、パロールが社會復帰理論を基礎としていると理解することは、争いをみなかつたが、導入にいたる経過はけつして平坦なものではなかつた。

一九五〇年代に入り、刑務所人口の増加が次第に顕在化するなかで刑務所出所者に対する更生保護の必要性が重要

な刑事政策課題として注目を集めた。まず最初に提案されたのは、刑務所出所者に対する必要的保護観察 (compulsory aftercare) であった。一九五八年、犯罪者処遇諮問委員会は『刑務所出所者の更生保護⁽⁴⁾』と題するリポートを公刊し、刑務所から釈放された者に対する指導・援護が再犯防止に役立つの立場から、必要的保護観察の導入を提案した。この提案は、一九六一年刑事裁判法が採用するとなるとなり、主に中期・長期受刑者に対する強制的なアフターケアとして構想された。施行前、このアフターケアの対象となるのは、年間約五〇〇〇名と見積もられた。しかし、一九六一年刑事裁判法の必要的保護観察の規定は実現されぬままに終った。その主要な理由としては、五〇〇〇名という対象予定者数が、当時の保護観察体制にとってあまりにも過大なものであつたことがあげられる。⁽⁵⁾さらに、刑務所内で規律違反がなくレミッション（減刑釈放）をうけ自動的に刑期の $\frac{2}{3}$ の時点で釈放された受刑者が、さらに、強制的に保護観察の対象となることは過剰な負担を課することになると考えられた。」のように刑務所出所者に対する必要的保護観察の規定は実施されなかつたが、刑務所から釈放された者に対する更生保護体制を強化せよとする主張は、犯罪の増加を背景に、次第に高まっていった。

労働党研究グループは、一九六四年、Crime—A Challenge to Us All と題するリポートのなかで、成人受刑者を対象としたペロールの新設をはじめて提案し、その理由を次のように述べた。「われわれは、受刑者が刑務所のなかで更生した後にお拘禁を継続することの価値を疑う。そのような場合に施設内にお受刑者を拘禁する際に要するコストは、もはや正当化されない。ボースタル訓練制度のもとでは、行刑局は少なくとも収容期間の $\frac{1}{4}$ を経過すれば対象者を釈放し、保護観察に付することができる。われわれは、ボースタルになら、ペロール委員会を設置することを勧告する」。⁽⁶⁾このようにリポートは、ボースタル制度と同様の裁量的な仮釈放の導入を企図し、ペロール委

員会の設置を求めた。他方、リポートは、一九六一年刑事裁判法の必要的保護観察にも賛意を表したので、リポートの態度をどのように統一的に理解するかに論争の余地を残した。R・フッドによれば、二つの解釈の余地があつたといふ。まず、パロールに適さない受刑者（満期釈放者）が必要的保護観察の対象となると解することができる。あるいは、すべての受刑者はパロールによって釈放され、刑の残期にかかわりなく自動的に一定の期間必要的保護観察に服すると解することができる。しかし、リポートはこの点について明確な態度を表明しなかつた。

一九六五年、刑務所人口の急激な増加への関心が高まるなかで、内務省は白書『成人犯罪者』を公刊して、次のようにパロール制度の導入を提案し、必要的保護観察は採用すべきでない旨を明らかにした。「公共の保護の観点からみて必ずしも拘禁する必要がない受刑者を刑期終了以前に釈放し、出所後行状がよくない場合には刑務所に再収容することを条件に、保護観察に付せば、そのまま拘禁をつづけるより更生の可能性が大きくなる場合がある。この種の制度を採用している諸外国では一定の成果を収めており、政府は、この国にも、パロールを採用する時期が到来したと考える」。⁽⁸⁾

白書の描いたパロールの青写真は、第一に言い渡し刑期の $\frac{1}{3}$ もしくは一年以上のいずれか長い方を服役した後に（たとえば、言い渡し刑期が一二年であれば四年後に）パロールが許可されること、第二にパロールの対象となるのは刑務所内での処遇成果がえられ、公共の保護の観点からみて危険性が小さいと思われる受刑者に限定されるというものであった。これは、一九六七年刑事裁判法の現行パロール規定の原型をなすものである点で、パロール立法史のうえで重要なものである。白書自体の主要な关心も、「自由を奪って自由のための訓練をすることはできない」というA・ペターソン卿の言葉に象徴される自由刑のパラドックスにあつた。白書はいう。「このパラドックスからのが

れることはできない。しかし、いまやこのパラドックスを克服することがいよいよ必要となつた。そのためには、受刑者と自由社会との絆を強め、刑務所から自由社会への過渡的移行をスムーズに促進することである⁽⁹⁾。さらに白書は、「現在の刑務所の状況では長期受刑者を社会復帰させるのに困難であり、パロールを導入し長期受刑者を適当な時期に釈放することが望ましい。さらに、パロールは刑務所の過密状態を緩和することにも役立つであろう」と述べており、パロール導入は自由刑の弊害の除去と過剰拘禁の緩和に資するとの期待を抱いていた。

一九六七年刑事裁判法は、白書の勧告にしたがい、パロールを導入した。本法についての議会の審議のなかでは、労働党と保守党の両党は、結論的には、パロールを社会内における監督と福祉的援助を結合させる理想的な犯罪者待遇方法として把え、パロール導入に賛成した。しかし、与野党を問わず、賛成論のなかでもパロールの理論的な基礎づけについては必ずしも一致しなかつた。⁽¹⁰⁾ 理論的基礎づけについては大別して、三つの考え方があつた。第一はパロールを社会復帰のための犯罪者待遇方法とみるもの。第二はパロールを犯罪者待遇の人道化の一環としてとらえ、理想主義的な刑事政策の実現とみるもの。第三はパロールを過剰拘禁の緩和策と考え、受刑者数の減少を期待するもの。結局、この三説のうち、一九六七年刑事裁判法のパロールは、基本的に第一の社会復帰理論を軸としていると理解された。当時のイギリス刑事政策の現状は、ラジノヴィツのいう「社会復帰理論の時代」(rehabilitation period)⁽¹¹⁾に位置すると考えられ、パロールが犯罪者の社会復帰のための待遇方法であることは当然のこととされた。また本法の先導的な役割を果した白書『成人犯罪者』が社会復帰モデルを前提として、パロールを『ピーカーク理論』(theory of a "peak" prison response)によって説明したことがパロールの理論的基礎づけに大きく寄与した。白書のいう「ピーカーク理論」とは、次のようなものである。「白書が提案しているのは、受刑者の釈放の時期が主として受刑者の刑務

所での処遇成績と釈放後の行動に依存すべきであるということである。長期受刑者の多くは、刑務所で訓練をうけている際、社会復帰のための処遇に積極的に反応し、その反応がピークに達したと認められるときがある。しかし、このピークに達した後は、拘禁をつづけると受刑者は悪化する。このような受刑者を適当な時期に釈放し、社会内で指導・援護をうけさせることが、受刑者の社会復帰にとって決定的に重要である⁽¹³⁾』。

ピーク理論によれば、受刑者に対する施設内の教育・訓練がつづけられるなかで、受刑者の改善・更生が順調にすすみ、ピークに達した時点でパロールによって釈放すれば、受刑者の社会復帰に役立ち、逆にそれ以後拘禁をつづければ社会復帰にマイナスになるというのである。ここでは、(一)刑務所のなかで受刑者を改善し、処遇の最良段階に到達させることができること、(二)受刑者が処遇の最良段階に到達したことを認定できることの二点が前提となつておらず、樂観的な社会復帰理論、改善主義が基礎となつていた。

このピーク理論は白書の公刊直後からさまざまの反響をよぶとともに、次のような批判に直面した。

第一に一九六七年刑事裁判法のパロール規定と矛盾するのではないかといふものである。つまり、パロールの現行規定が刑期の $\frac{1}{3}$ もしくは一年以上のいずれかを経過しなければ受刑者にパロール適格を与えていない点に目が向けられた。P・ガバディノは、刑期の $\frac{1}{3}$ あるいは一年を経過しない間に、ピーク点に到達する場合を考えられると指摘する⁽¹⁴⁾。さらに、M・フィッツジエラルドは、言い渡し刑期三年の者が一年経過後にピークに到達するのに対し、三〇年の言い渡し刑期の者の場合、一〇年を経過しなければピークに到達しないと考えるのは合理的でないとの批判を加えた⁽¹⁵⁾。

第二に、ピーク理論は白書の中心テーマである拘禁刑の回避・縮小に矛盾するとするR・フッドの批判がある。つ

あり白書は、前述したペターソン卿の勧諭を引用して、自由刑の弊害と刑務所の危険性を強調し、「刑務所内での生活は年を追うごとに、社会復帰に障害となる」との結論をえたはやであつた。そして白書は拘禁刑の刑期の短縮化による改善主義を前面におし出していくのは理解に苦しむ、とするのがR・フッドの指摘である。

第三にピーラーク理論はペロール目的について混乱を招いたとする批判がある。K・ボームリーは、ピーラーク理論は犯罪者処遇の社会復帰目的を軸として展開しているが、他方、白書と一九六七年刑事裁判法の基本的思潮は、拘禁刑の回避・縮小であり、それゆえ社会復帰理念・改善主義への懷疑を前提としていたので、世論、刑務職員および受刑者の間にペロール目的の理解について混乱が生じたとするのである。⁽¹⁷⁾

最後に、ピーラーク理論に対する最も重大な批判として、ピーラーク理論は経験的に実証された理論ではないとするものがある。R・クロスは、白書の公刊直後から「なぜや」との点を指摘し、「ピーラーク理論は経験的に確立された仮説」⁽¹⁸⁾なのか、あるいは行刑局の伝説(lore)を述べたのかとの疑問を投げかけた。ピーラーク理論は以上のよる批判をうかたが、これまでのペロール理論の修正もなれていた。

- (1) F. McClintock, The Future of Parole, in: Prisons—Past and Future, J. Freeman ed., 1978, p. 124.
- (2) M. Davies, Prisoners of Society, 1974, p. 57.
- (3) 木庭立のトモダチ 鹿田山崎『英國刑事裁判法(一九六七年)』(昭和四〇年) 統括。
- (4) Home Office, The Aftercare and Supervision of Discharged Prisoners, Report of the Advisory Council on the Treatment of Offenders, 1958.
- (19) R. Hood, Some Fundamental Dilemmas of the English Parole System and a Suggestion for an Alternative Structure, in: Parole—Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems, D. Thomas, ed., 1974, p. 3.

- (6) Labour Party Study Group, Crime—A Challenge to Us All, 1964, pp. 43—44.
- (7) R. Hood, op.cit., p. 4.
- (8) Home Office, The Adult Offender, 1965, para. 4.
- (9) Ibid, para. 1.
- (10) Ibid, para. 8.
- (11) M. Davies, op.cit., pp. 57.
- (12) Home Office, Report of the Parole Board for 1968, Introduction, para. 3.
- (13) Home Office, The Adult Offender, para. 5.
- (14) P. Cavadino, Parole—The Case for Change, in: Parole—The Case for Change, NACRO, 1977, p. 18.
- (15) M. Fitzgerald, Prisoners in Revolt, 1977. pp. 54—55.
- (16) R. Hood, op. cit., p. 4.
- (17) A. Bottomley, Dicisions in the Penal Process, 1973, p. 197.
- (18) R. Cross, Penal Reform in 1965—A Mass of Unexplained and Unfounded Assumptions, [1966] Crim. L. R., p. 191.

II 放象者選択過程——スリーティヤーズ・システム

イギリスのペナル放象者選択手続は「スリーティヤーズ・システム」(three tiers system) を採用してゐる。すなはち、ペナル放象者を選択するにあたって、地方審査委員会 (Local Review Committee), ペナル監獄 (Prison Board) ならびに内務大臣 (Home Secretary) の三つの機関が主要な役割を果してゐる。

ペナルヤヤズ・システムの概要を概観するまへ。(1) ペナル適格をえた者は、ペナル審査を拒否する権利を除いて、刑務所にむけ設置されてゐる地方審査委員会の審査をうける。地方審査委員会は、面接審理を行ない仮釈放が相当と

判断した場合、審理記録とともに、内務省パロールユニットに意見を提出する。(B)地方審査委員会が仮釈放相当と認めたケースは、原則としてパロール委員会の審理に付される。パロール委員会は、書面審理を行ない、仮釈放の適否を内務大臣に諮問する。ただし、一九七二年刑事裁判法三五条により、後述する一定の場合、内務大臣はパロール委員会に意見を求めることなく、地方審査委員会の勧告にもとづいてパロールの許可を与えることができる。(C)内務大臣は、パロール委員会の勧告を認めるか拒否するかを最終的に決定する。最終的な結論はただちに刑務所に通知される。また、通知後三週間以内に保護観察官が指定される。

一九七九年のパロール委員会年次報告書⁽²⁾によると、パロール適格者は一万八一四名だった。しかし、パロール審査を拒否したものが六五八名(六%)だったため、地方審査委員会の審理対象となつた者が一万一五六名であった。地方審査委員会がパロール許可の勧告を行つた者は五〇・五%にあたる五、一二八名であった。このうち、パロール委員会に付託されずに内務大臣がパロール許可を決定した者が一、九二五名で、四、九九七名がパロール委員会の審理の対象となつた。そしてパロール委員会がパロール許可の勧告を内務大臣に提出したのが一、八四六名(五七%)であつた。以下、スリータイヤズシステムを段階を追つて個々の問題点を検討したい。

(A) 地方審査委員会

スリータイヤズシステムのなかで、事実上、仮釈放の決定に最も強い影響力を持つてゐるのは地方審査委員会(現在数七二)である。ただし現行法上はパロール委員会が最も重要な仮釈放の決定機関として位置づけられており、地方審査委員会の意見も一つの審査資料として扱うにすぎないと解されている。しかし、前述した年次報告書から明らかなように、すべてのケースは、まず地方審査委員会の審理対象となり、毎年そのほぼ半数のケースがパロール委員

会に付託される。また一九七二年刑事裁判法三五条により地方審査委員会だけの判断を基礎として仮釈放の最終的決定がなされる可能性が開かれた。E・バーナードはいう。「スリータイヤズシステムのなかでは、最初のタイヤ（地方審査委員会）が最も影響力が大きく、最後のタイヤ（内務大臣）が最も影響力が小さい」。⁽³⁾さらにバーナードは、「地方審査委員会は仮釈放の決定過程において重要なハードルであり、いつたんここを通過すればパロール委員会を説得するのは容易な問題である」とするが、この点は誇張を含んでいる。けだし、地方審査委員会のパロール勧告も毎年約半数はパロール委員会によって否決されているからである。⁽⁴⁾

地方審査委員会のメンバーは、刑務所長（あるいは副所長）、保護観察官（刑務所福祉官を除く）、刑務所巡視委員会委員および民間人によって構成される。このような委員会の構成は、J・マーチンによれば一つの理由に基づく。⁽⁵⁾第一にパロール許可是犯罪者処遇過程の一部であるから刑務所内外の実務家が参加すべきであること。第二にパロール決定にはパロール対象者の自由とパロール制度に対する社会の信頼を左右する重要な判断を伴うので、第三者である民間人の参加が要請されるということ。この地方審査委員会のメンバーについては、およそ二つの論争がある。⁽⁶⁾

論争の第一は、刑務所福祉官（prison welfare officer）の参加を求める見解に関するものである。刑務所福祉官とは刑務所に駐在する保護観察官で、矯正と保護の連携をはかることが期待されている。彼らをメンバーに加えることに賛成する論拠としては以下のものがあげられる。(一)刑務所福祉官はパロール対象者およびその環境に最も精通しており、対象者の将来について最適な判断を下しうる。(二)刑務所福祉官は受刑者に関する諸問題を取り扱う豊富な経験をもっており、他のメンバーより現実的な評価をなしうる。(三)現在でも、結局、パロール決定を受刑者に説明し、治療的な処遇の観点から受刑者を指導・援護しているのは刑務所福祉官である。これに対し、刑務所福祉官が地方審査

委員会にメンバーとして加わることに反対する論拠としては、以下のものがある。(一)刑務所福祉官の見解は地方審査委員会のパロール委員会に提出する報告書のなかに含まれており、あらためてメンバーに加える必要性に乏しい。(二)刑務所福祉官は受刑者に密着しすぎており、公平な判断をするのに困難な状況にある。(三)刑務所福祉官が地方審査委員会のメンバーとして加わったと仮定した場合、受刑者につねに接觸している福祉官は事前にパロール決定を吐露する衝動にかられるだろう。

論争の第二は民間人のメンバーとしての適否に関するものである。現在、地方審査委員会に民間人が参加していることについては、次のような異論がある。(一)純粹な民間人といつても、受刑者の立場からみれば刑務職員とちがいはない、官僚組織にくみこまれた one of them にすぎない。(二)民間人のほとんどは、犯罪者処遇の実務の経験がなく、パロール決定に際しても影響力は強くない。このような異論もあるが、民間人の参加については、客観的かつ公正な判断を期待し、パロールに対する社会の信頼を確保する見地から支持する見解が一般的である。

地方審査委員会による審理は、まず一名の委員による面接からはじまる。面接に際して、委員は主に受刑者の発言内容に耳を傾け、調書にも委員としての個人的評価を加えるべきではないとされる。地方審査委員会の審理には面接委員と他の委員、さらに刑務所長が必ず参加する。審理開始時からパロール審理録 (parole dossier) が作成される。この審理録は大部のもので、通常三〇—四〇頁、終身刑受刑者の場合は六〇—八〇頁である。これには(一)刑務職員の調書、(二)刑務所福祉官の調書、(三)環境調整報告書、(四)パロール許可を求める理由を付した受刑者の陳述書、(五)犯罪および前歴についての警察調書、(六)裁判所の量刑前に保護観察官が提出した社会調査報告書 (social inquiry report) および(七)刑務所内における受刑者の行動の記録が含まれる。地方審査委員会は審理終了後、仮釈放の可否について決

定し、調書を添えて内務省パロールユニットに提出する。地方審査委員会の審理に際しては、一般に個々の受刑者にたいする特別予防的考慮を優先し、一般予防や犯罪の重さを考慮すべきでないと理解されているが、実際にはそのようく運用されていない。⁽⁷⁾

地方審査委員会のパロール決定についての最大の問題は、パロール許可率が委員会の間でかなり異なると批判されていることである。内務省リサーチユニットのパロールに関する調査研究（一九七七年）でも、この点が着目された。この研究では、一九七二年の一月から五月までの二回の地方審査委員会におけるパロール許可状況が調査された。そこでは、開放施設群と閉鎖施設群との間にパロール許可率の大小があることは無論、両施設群のなかでも各刑務所の間に相違が見出された。開放施設群のパロール許可率をみてみると、レイヒル＝八一%、アッシュウェル＝六四%、ヴエルネ＝五七%であった。一方、閉鎖施設群のパロール許可率については、ウェイクフィールド＝七%、ダラム＝一九%、リンクアーン＝六%であった。この研究ではサンプルの質が問題とされておらず、確定的な結論を出せないが、地方審査委員会のパロール決定は首尾一貫性を欠くのではないかとの疑いが一層深まった。

パロール許可率が地方審査委員会の間で異なることに対する対しては、委員会の独立性・自律性を示すもので、地方の特殊性を考慮しているからだとの擁護論もあるが、受刑者にとってパロール決定されるかどうかは、主としてどの刑務所に配属されたかによるとの批判⁽⁹⁾が根強い。この地方審査委員会間におけるパロール許可率の隔差の背景としては、第一に委員会間でパロール基準についての理解が異なること、第二に各委員会の決定を相互に検討する機会がないこと、第三に委員会のメンバーに全国的な規模で研修する機会が与えられていないことが考えられよう。

なお、地方審査委員会とパロール委員会とのコミュニケーションの欠如も問題とされている。この点、J・マーチ

ンは、「パロール委員会は特定のケースの場合、その決定について地方審査委員会に報告することになつてゐるが、実際にはこのようなことはほとんど行われていない。このような報告が行われるようになれば、両方の委員会間に対話の機会が生まれる余地があろう。しかし、そのためには必要な統計資料をつねにととのえていることを必要とする」⁽¹⁰⁾と指摘している。

(B) パロール委員会

パロール委員会は内務大臣に対する諮問機関としての性格をもち、地方審査委員会からのパロール勧告を検討し、仮釈放が相当と判断した場合に、内務大臣に資料をそえて意見を提出する。パロール委員会が仮釈放不相当と決定した場合にはそれが最終的なものとなる。パロール委員会の基本的性格については、しばしばその独立性の欠如が批判されている。⁽¹¹⁾すなわちパロール委員会はパロール決定過程において中間的な位置にあり、「入口」は地方審査委員会、また「出口」は内務大臣にふさがれていること、さらにパロール委員会は社会の治安や犯罪者の取り扱いについての世論の圧力に影響をうけやすく、また内務省の強い指導下にあることが指摘されている。

パロール委員会のメンバーは発足当時一六名であったが、その後ケース負担量の増加(近年、年間約五千件)に伴い漸増し、一九七九年一月現在四八名を数える。委員の任期は、通常、二、三年である。パロール委員会の開催はeldonを中心にバーミンガムとマンチェスターでも行われる。通常は委員五名で一つのパネルを形成する。パロール委員会のメンバーの構成は mixed approach にもとづくといわれ、次のような三つのグループからなる。(一)専門家グループ(精神科医、ソーシャルワーカーおよび犯罪学者)、(二)刑事実務の経験者グループ(裁判官および上級保護観察官) および(三)民間代表グループ(「健康かつ良識ある」市民)。現在、パロール委員会は(一)のグループ一〇名、(二)

のグループ一二名および(3)のグループ二六名によって構成されている。

これらの委員の選出は、ケンブリッジ大学とオックスフォード大学の出身者を中心とした「オールドボーキネットワーク」を基礎に行われている。この点をP・モ里斯とF・ビバリーは次のようにい⁽¹³⁾う。すなわち、パロール委員会のメンバーは、すべて中流階級の出身者であり、その副次文化は——職業が異なっていても、——共通している。裁判官、精神医学者と女性の校長がメンバーだとして、その経歴が異なっていたとしても、価値感は同じである。彼らが得る結論は犯罪者と犯罪に対する中流階級の価値感を反映している。そしてその中流階級の価値感は他のメンバー達も共有しているものであり、彼らが共同討議してもその価値感は強められるだけである。

パロール委員会の審理は、主にパロール審理録に基づいてすすめられ、通常、対象者との面接はまったく行われない。パロール審理録の内容については前述したが、パロール委員会は地方審査委員会のパロール勧告の理由、地方審査委員会が受刑者陳述書について補足したいと考える事項も考慮する。また、パロール委員会は精神面に問題のある対象者については、最近の医師の診断を求めることができる。

パロール委員会の決定には次の五つの可能性がある。(1)審理直後にパロールを許可すべきであると勧告する。(2)一定の間隔をおいてパロール許可を勧告する。(3)一年間審理を延期する。(4)一年以内に審理を再開することを勧告する。(5)パロールを許可しない。なおパネルの内部で意見の調整がつかない場合には、審理を他のパネルに移したり、パロール委員会の全体討議に委ねられる。なお最近、パロール委員会におけるロンドンのパネルと地方のパネルとの間に接触の機会が少なく、パロール率に隔差が生じていることが問題とされ、ロンドンと地方のパネルの委員間の交流がはかられている。

D・トーマスによれば、パロール委員会の役割については三つのモデルが想定される。第一は「言い渡し刑期是正モデル」でパロール委員会に裁判所の量刑を修正し刑期を短縮する機能をもたせるものである。このモデルの場合、刑務所人口の減少が期待できるという長所がある。しかしこのモデルに対しては、裁判所の量刑に対する「平価切り下げ」であり「司法権に対する侮辱・軽視」であるとの反対論が強い。第二は「再犯リスクモデル」で、パロール委員会は対象者の再犯の危険性を基礎にパロール決定するもので、原則として裁判の際に量定された犯罪の重さや社会的影響は考慮されないとする。このモデルの原型は、精神障害犯罪者の入退院手続をチェックする精神衛生審査会(Mental Health Review Tribunal)であり一般に支持をえやすい。第三は、この「再犯リスクモデル」を修正した「控訴裁判所モデル」であり、イギリスのパロール委員会はこれに属する。

パロール委員会は一つの段階を経てパロール決定にいたる。まずパロール委員会は対象者の犯罪がパロールを排除すべきものであるかどうかを考慮する。その際、対象者の前歴や将来の行動は無視される。さらに、次の段階で将来の再犯の危険性があらゆる角度からみて低く、釈放するに値するかどうかが判定される。ただし、その際、対象者の再犯の危険性が小さくても、一般予防的観点からみて釈放が望ましくないと思われる場合、パロールを許可しない。トーマスは、このようなパロール委員会の役割は控訴裁判所としてのそれと近似しているとしたのである。

なお、パロール委員会の決定が裁判所の量刑と同じプロセスを経てなされていることがしばしば指摘される。しかし、これはパロール委員会の裁判所との関係について原理的な疑問に直面した。まず、パロール委員会が明確な法律上の根拠なしに伝統的な裁判所の量刑機能を果しているのは問題であるとされた。さらに、裁判所は、パロール委員会が言い渡し刑期を短縮することをみこして、言い渡し刑期を長期化し、パロール制度を形骸化させるのではないか

との疑問がだされた。トーマスは、この疑問は杞憂にすぎないとする。⁽¹⁵⁾ すなわち、パロール委員会は裁判所の量刑方針を十分に尊重しており、裁判所の判決を反古にするような姿勢を示していない。他方、裁判所も、刑期を確定する際パロール決定を原則として考慮しないとの見解を堅持している。またホール・ウイリアムズの指摘によれば、上級裁判所は、裁判官に対し、パロールの可能性をみこして言い渡し刑期を長期化することのないようにとの指導を行なつており、これまでのところ、パロール委員会と裁判所との間には相互に信頼関係があるとしている。なお、パロール導入後二年の間に言い渡し刑期が約 $\frac{1}{3}$ 程度長くなつたとの指摘もあるが、⁽¹⁷⁾ 実証性に乏しいと思われる。

なお最近、死刑廃止後の終身刑受刑者の増加に伴い、パロール委員会の責任・負担が増大していることが注目されている。⁽¹⁸⁾ すなわち、終身刑受刑者の仮釈放の時期が不適切であれば公共の保護の観点から問題とされるし、他方仮釈放の道を開かなければ生涯拘禁し続けることになり人道上問題となるからである。さらに、現行法上、謀殺の場合、裁判所は刑の言い渡しの際、仮釈放する前に一定期間拘禁することを勧告しうることになつていて、これは内務大臣に対するものかパロール委員会に対するものが法規上明確でなく、パロール委員会がこの勧告をどのように処理するかも重要な課題となつていて、さらに実務上パロール委員会は、終身刑受刑者の場合、判決を言い渡した裁判官に釈放について意見を求めていることにも疑問がだされている。けだし、当該ケースについての裁判官の判断は言い渡した判決につきており、一定の時間の経過後、不完全な記憶の下で新たな資料をえることもなく、意見を述べることは望ましくないからである。

(C) 内務大臣

パロール委員会が仮釈放相当と判断した場合には、パロール勧告を内務大臣に提出する。内務大臣はパロール委員

会が仮釈放不相当と判断した者を仮釈放することはできない。内務大臣はパロール委員会の勧告を拒否する権限のみを有する。これまで刑事政策の運用については内閣が議会に対し伝統的に責任を負っていると考えられていたので、パロール決定手続においても内務大臣が最終的な権限を有するのが当然と考えられているのである。

一九七九年のパロール委員会年次報告書によれば、内務大臣がパロール委員会の勧告二、八四六件に対し、拒否権を発動したのは、一三件(〇・五%)にすぎなかつた。このように、内務大臣がパロール勧告に対し拒否権を発動した件数が極めて少ないことから、内務大臣はパロール委員会の勧告について「形式的裏書」をしているにすぎないと批判がある。K・ホーキンスはパロール対象者の選択手続が煩瑣でいたずらに時間がかかるのは、パロール決定過程における内務大臣の存在に起因すると指摘し、内務大臣はパロール改革の「躓き石」であるとした。⁽²¹⁾ ホーキンスは、結論として、パロール決定過程における内務大臣の判断の必要性に疑問を投げかけ、内務大臣はパロール決定に関与すべきでないと提言している。行政府の議会に対する伝統的な責任は必ずしも厳格に解されなくなりつつあるといわれる今日、パロール手続における内務大臣の果す役割をめぐって今後も議論を呼ぶと思われる。

一九七二年刑事裁判法は、前述したように、一定のケースの場合に地方審査委員会が、パロール委員会の審査を経ることなく内務大臣によって最終的に決定されることを認めた。内務大臣はこのようなケースを特定する権限を有する。現在、このカテゴリーに属するのは言い渡し刑期が三年以下のものであるが、性犯罪、暴力犯罪、放火罪あるいは薬物乱用犯罪は除かれる。内務大臣がこのような権限をもつことは、内務大臣が法秩序の維持に行政的責任を負っていることによるが、パロール手続の迅速化に役立つているとされ、この点に関する異論をみない。

最近、内務大臣とパロール委員会との関係について注目を集めているのは、終身刑受刑者をめぐる問題である。⁽²²⁾ パ

パロール委員会が存在しなかつた時には、終身刑受刑者の仮釈放の問題は、内務大臣がすべての権限を有していた。

一九六五年刑事裁判法は、謀殺で有罪となつた受刑者を仮釈放する際には、内務大臣は Lord Chief Justice および刑を言い渡した裁判官と協議すべし」と定めた。やがて一九六七年刑事裁判法は、終身刑受刑者の仮釈放の際、パロール委員会の勧告に基づくべき」と定めた。実務上、終身刑受刑者はほとんど一一年前後で釈放されるが、通常、拘禁後数年を経て、仮釈放の可能性の大小にかかわりなく、内務大臣の権限で終身刑受刑者についての調査が開始される。このため、受刑者のなかには早期の仮釈放がありうるとの誤解をもつ者があった。この誤解をやけるため一九七三年、パロール委員会と内務省との間で仮釈放の正式な審理期日を確定することを協議する小委員会が設けられた。小委員会は、言い渡し刑期のおよそ三年を経過した後にすべてのケースを調査し、まず地方審査委員会にパロールの可否の決定を仰ぐことになってしまった。

しかし、最近、パロール委員会と内務大臣との間で終身刑受刑者のパロールの可否をめぐって意見の相違が表面化してきた。一九七九年の統計⁽²³⁾によれば、終身刑受刑者についてパロール委員会が仮釈放相当と判断した七六名に対し、内務大臣が拒否したのは五名（六・六%）であり、前述した通常の拘禁刑の受刑者の場合（〇・五%）に比べ、内務大臣による拒否の割合が高じ。このように終身刑受刑者の仮釈放に関して内務大臣とパロール委員会の意見の相違をどう調整してゆくかは今後の重要な課題の一つである。

- (1) D. West, Parole in England: An Introductory Explanation, in: The Future of Parole, D. West ed., 1972, pp. 11.
S. Mackey, Parole—Background, Machinery and Statistics, in: Parole—The Case for Change, NACRO, 1977, pp. 9.
- (2) Home Office, Report of the Parole Board for 1979.
- (3) E. Barnard, Parole Decision-making in Britain, International Journal of Criminology, 1976, vol. 4, p. 149.

- (4) Ibid., p. 150.
- (5) J. Martin, The Local Review Committee, in: *The Future of Parole*, D. West ed., 1972, pp. 33.
- (6) Ibid., pp. 35.
- (7) D. Thomas, Summary of Discussion (Cropwood Round-Table Conference, December, 1973), in: *Parole—Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems*, D. Thomas, ed., 1974, p. 98.
- (8) Home Office, *Parole in England and Wales*, Home Office Research Study, No. 38, 1977, pp. 29.
- (9) J. Martin, op. cit., pp. 51.
- (10) Ibid., p. 53.
- (11) P. Cavadino, *Parole—The Case for Change*, in: *Parole—The Case for Change*, NACRO, 1977, p. 24.
- (12) F. McClintock, *The Future of Parole*, in: *Prisons—Past and Future*, J. Freeman, ed., 1978, p. 125.
- (13) P. Morris and F. Beverly, *On Licence: A Study of Parole*, 1975, p. 8.
- (14) D. Thomas, *Parole and Sentencing*, in: *Parole—Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems*, D. Thomas ed., 1974, pp. 45.
- (15) Ibid., p. 45.
- (16) Hall Williams, *Natural Justice and Parole* (1), [1975] Crim. L. R., p. 84.
- (17) M. Fitzgerald, *Prisoners in Revolt*, 1977, pp. 55.
- (18) G. Bean, *Life Imprisonment* (2), in: *Parole—Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems*, D. Thomas ed., 1974, pp. 55.
- (19) Home Office, *Report of the Parole Board for 1979*, para. 37.
- (20) Home Office, *Report of the Parole Board for 1970*, para. 39.
- (21) K. Hawkins, *Parole Procedure: An Alternative Approach*, *British Journal of Criminology*, 1973, vol. 13, No. 1, p. 22.
- (22) G. Bean, op. cit. A. James, op. cit.

(23) Home Office, Report of the Parole Board for 1979, para. 46.

III パロール許可基準

パロール委員会や地方審査委員会がパロールを許可する際、いかなる基準にもとづいているのか。パロール制度発足当時から、パロール批判者は、パロール基準があいまいであり、パロールが恣意的にしかも秘密裡に運用されないと批判してきた。これに対し、内務省やパロール委員会内部で、これまで明確なパロール基準およびガイドラインを設定する努力がつづけられてきた。

(A) 一九七五年の現行基準

すでに一九六九年年内務大臣はパロール委員会に対し、次の五つの基準においてパロールを運用すべきであるとの見解を表明した。〈①公共の安全、②犯罪の情状、③犯罪歴、④家庭環境と職歴を含む対象者の生活歴および⑤刑務所内の処遇成績〉。しかし、その後パロール制度が発展するにつれ、パロール許可基準の整備とガイドラインの制定が急務の課題であるとの認識が高まった。

パロール導入後七年を経た一九七五年八月、内務大臣は、パロール制度が公共への危険を増大することなく運用され成功をおさめたとの立場から、パロール適用を拡大する意向を示した。「パロールを発展させる道は二つある。一つはパロールの許可時期を早め、受刑者をこれまでより早期に釈放すること。もう一つは、これまでパロール適格はあるもののパロールは許可されていなかつた受刑者の約六〇%を釈放することである」。⁽¹⁾ 内務大臣はただちにパロール委員会との協議に入り、一九七五年一二月、次のようにパロール許可基準を確定し、ガイドラインを公表した。⁽²⁾

① 犯罪の情状 まず、対象者がいかなる犯罪で有罪となり拘禁刑判決をうけたかを明らかにするのはパロール審理録である。さらに犯罪の状況を記述した警察調書や裁判所の量刑理由が参照されるべきである。

ここで最も重要なのは、対象者が何をしたかおよび何が彼をそうさせたかを明確にすることである。たとえば暴力犯罪の場合には、暴行の程度、暴行が計画的だったのか、残忍なものであつたか、衝動的になされたかあるいは飲酒・薬物の影響でなされたものであるかどうかを考慮すべきである。また組織犯罪の場合、犯罪実行の際に対象者の果した役割に着目すべきである。

② 犯罪歴および生活歴 警察調書に対象者の前科、生活歴および職歴についての記述がある。パロール審理録には、判決言い渡し前に保護観察官が裁判所に提出した社会調査報告書が含まれており、対象者の生活歴をみるうえで大切である。

このような資料から明らかにしたいのは、対象者の犯罪の背景、さらにその犯罪は以前の犯罪のパターンと一致するのか、一致しないとすればどのような経過を経て対象者は犯罪にいたつたのかである。これらのことを見明らかにする意義は、対象者が釈放された後、再び犯罪を犯すかおよびいかなる種類の犯罪を犯すかという問題にとつて有用であるという点にある。対象者に多くの前科がある場合、通常、再犯の可能性は高い。この他再犯の可能性の高い要素としては、少年期からの犯罪の固執性、犯罪間隔が短いこと、仕事の質がよくない職業に就いた経験があることおよび就職期間が短いことである。対象者が暴力犯罪あるいは性犯罪者である場合には、治療歴を調べる必要がある。対象者がかつて保護観察に付されていましたことがあれば、その際にどのような処遇成績をあげたかも、パロールステータス・レヴィジョンにとって重要な意義をもつ。

(3) 刑務所内の行動および処遇成績 パロール審理録のかなりの部分は刑務所内部からの資料によって占められて いる。刑務官、教育官、所長補佐、医務官および刑務所福祉官が対象者について作成した報告書がこれである。

これらの報告書は対象者が有罪判決をうけた後どのように行動したかを明らかにする。とりわけ重要なのは、裁判所が判決時に明らかにしえなかつた状況を明確にすることである。一般的みて、刑務所内の対象者の行動の良否がパロール許可の可否につながると考えられる。刑務所内の対象者行動の良否を問題にするのは、刑務所内での行動が良好でない者にパロールが与えられると刑務職員と受刑者の士気 (morale) に影響するからである。すなわち刑務所内の行動が良好でない者にパロールを許可すると、刑務職員は他の受刑者が規則違反行為に駆り立てられるのではないかと懸念するし、受刑者にとっても、良好な行動をしている受刑者にパロールが与えられないことは不正義なことと映るからである。

他方、長期受刑者の場合、たとえ収容された初期に行動が良好でなくとも、パロール許可をうけたあと行動が改善される場合がある。刑務所内での行動が良くなることが真の態度変更を示すものである場合もあるが、逆にパロール委員会や地方審査委員会の心証をよくするためだけの場合もあることは注意を要する。また、コンスタンントに良好な行動をつづける対象者も、単にパロールをえる為にそのようにしている者であつたり、あるいは「刑務所太郎」的な習性をもつ累犯者であることもある。それゆえ刑務職員の報告書は詳細に検討する必要がある。そこには対象者の行動についての専門家としての見解が示されている。

(4) 医療的考慮 対象者の犯罪が精神障害、性的異常傾向、飲酒癖あるいは薬物乱用傾向と関連をもつてていることがある。そのような対象者の再犯の可能性を予測するうえで不可欠なのは、医療報告書である（精神障害者の場合に

は精神医の報告書も参考されるべきである。

医療報告書を基礎に、ここで考慮する必要があるのは、(一)これまで対象者が刑務所その他の施設でどのような治療をうけたか、(二)釈放後どのような処置が可能かあるいは望ましいか、(三)対象者は刑務所内での治療にどのように反応したか、さらに(四)対象者は釈放後、必要な治療を継続してうけるかである。委員会はこのような対象者に対し、保護観察がどの程度有用であるかを考慮することになるが、その際、パロールスペービジョンの力を過大評価することは妥当ではない。たとえば保護観察官がアルコール中毒の対象者を絶対にパブ（英國式大衆酒場）に足を運ばないようにさせることは不可能である。

(5) 家庭環境および釈放後の就職見込み 対象者の家庭環境や就職の見込みについての資料は、刑務所福祉官の報告書と対象者の帰住する地域の保護観察官によって作成された家庭環境報告書からえられる。このような報告書が準備されておらない場合には、たとえ委員会が仮釈放相当と判断しても、報告書の提出されるまで審理を延期すべきである。

家庭環境と就職の見込みはパロールに密接に関連する。社会復帰の見込みがもてないのは、(一)対象者が住所不定である、(二)良き親類や友人に恵まれない、(三)釈放後仕事がない、(四)以前の犯罪者グループと交際する、あるいは(五)累犯受刑者や性犯罪者の場合、犯罪時の環境に復帰する場合、である。しかし、これは絶対的ではない。たとえば理想的な家庭環境がパロールを許可する必要条件と考えるのは賢明ではない。また住所不定の対象者であっても帰住先が更生保護会であればパロールを許可してもよい場合が多い。仕事についても釈放前には就職が決定していない場合がしばしばである。結局、大切なのは対象者が釈放後、保護観察官に協力的な姿勢を示すかどうかをみきわめることであ

る。特別の注意を要するのは、対象者が以前彼の家庭内で子供に対する暴力犯罪あるいは性犯罪を犯し、釈放後もその家庭に復帰する場合である。この場合には地方自治体の社会福祉局の見解が参考にされるべきである。

⑥ パロール監督への協力 パロール期間中対象者を保護観察官のスーパーヴィジョンの下におくことが、パロール制度の本質的な部分である。刑務所福祉官の報告書は、通常、対象者がパロール監督にどのような態度を示すかについての見込みを記述している。しかし、対象者が将来パロール監督に誠実に対応するかどうかをみきわめることは容易ではない。前回の保護観察が取り消されたことがある場合には、対象者がパロールスーパーヴィジョンに協力的な態度を示すかどうかは疑問であるが、それだけの理由で仮釈放不相当とすべきではない。なぜならば、その後対象者は成熟したかもしれないし、態度に変容があつたかもしれないからである。

(B) 基準の運用

一 パロールの審理はパロール許可基準を念頭においてすすめられるが、具体的なケースは千差万別で、六つの基準だけですべてが解決するわけではない。それゆえ、内務大臣とパロール委員会は、パロール基準の運用に際してのガイドラインを作成し、次のように犯罪者の類型別にパロール許可の可否に関する具体的指針を定めている。

- ① 再犯の危険性が高い対象者 常識と一般的経験にてらして、再犯の危険性が高いのは次のような対象者である。
 - ⓐ ギヤング団の一味、ⓑ テロリスト、ⓒ 莫大な利益のある組織犯罪で一回以上有罪判決をうけた者、ⓓ 重大な被害を伴う暴力犯罪、性犯罪あるいは放火罪で一回以上有罪判決をうけた者、ⓔ 暴力犯罪、性犯罪あるいは放火罪で一回以上有罪判決をうけ累犯傾向のある者。
- ② 重大犯罪者 重大な犯罪を犯した者については、重大な犯罪歴それ自体の理由でパロール許可が妨げられては

ならない。一九七五年八月の内務大臣の声明で、重大な犯罪歴のある対象者でも将来再犯の危険がないと信ずるに足る十分な理由がある場合には、パロールを許可することが正当であるとしている。パロールは「最悪の」(the worst)犯罪者に対しても希望を与えるためのものである。受刑者のなかには刑務所内で犯罪や社会に対する考え方を完全に修正し、仮釈放が相当と考えられる場合も多い。なお、犯罪から生じた利益が莫大だった場合には、対象者が釈放後もそれらの利益を再び得る可能性があるかどうかも問われるべきである。

他方、重大な犯罪歴をもつ者のパロールが正当化されても、問題はパロールを与える時期である。この点について内務大臣の声明は、対象者がパロール適格性をえた時点以後できるだけ早期に仮釈放することを妨げる特別な理由はないとしている。応報あるいは一般予防の観点からみて仮釈放の最低条件期間を刑期の $\frac{1}{3}$ ないし一二月を規定することが必要であるかどうかについては議論のあるところであり、現段階では見解の一一致をみていない。重大な犯罪歴をもつ対象者の場合、パロール期間がかなり短い方がよいとの見解もある。なぜならそれは衡平の観点からみて正当であるし、パロール期間が短ければそれだけ公共への危険も減少すると考えられるからである。

重大犯罪者の場合、むしろ再犯の現実的危険が小さい者が多い。なかには生涯に一回だけ重大な犯罪を犯す者もある。このような対象者は刑務所内の行動も良好で、予後も良く、早期の仮釈放が相当である。しかし、これには若干の例外がある。たとえば詐欺や背任の悪質なケースや重大な地域的関心を集めたケースである。

また、それ程重大でない暴力犯罪あるいは性犯罪を犯し、再犯の危険性が高い対象者グループがあるが、通常彼らは年齢的に若い。よくあるケースは飲酒後の強姦や暴力犯罪である。ここで考慮すべきは彼らの犯罪に対する考え方・姿勢であり、これは刑務所からの報告書や、飲酒癖の程度および社会復帰の見込み(これは家庭環境、就職の見

込み、福祉的援助の可能性から判断される)である。

③ 軽微な犯罪をくり返す累犯者 対象者のなかで多数を占めるのは、長期間軽微な犯罪をくり返す累犯者である。彼らのなかには更生しようという真の意欲をもちパロール申請に十分に値する者もいるが、稀である。むしろ大部分の者は、拘禁→釈放→再犯→再拘禁の悪循環をたちきらない限り、更生は困難である。彼らの多くは、自分自身が普通のまともな生活ができないと決めつけている。彼らはパロールが許可されなくとも、釈放中保護観察所の援護をうける資格があるが、それをうけようとする意志がない。

この種のタイプの対象者にパロールを許可してもよいかどうかの判断には、つねに困難を伴う。内務大臣の声明は、彼らが反社会的な態度を示したり、とくにもとの「悪循環」に戻る意志が認められない限り、パロールのチャンスを与えるべきであるとした。一方、彼らにパロールを許可すべきでない主なケースとしては、(a)刑務所内での行動が良好でない、(b)指導・援護に協力しない、および(c)犯罪的な生活方法を固執している場合がある。

二 他方、K・ホーキンスは、主に受刑者を対象とした「パロール決定—ガイド」⁽³⁾のなかで、パロール委員会の態度を次のように刑期別に分析している。

① 短期受刑者 刑期の短い受刑者の場合、必然的にパロール期間も短いことが多く行政的な観点からはむしろ保護観察に付さない方が望ましい。しかし、このような理由でパロールを許可しないのは不当である。けだし、受刑者にとり刑務所の外に出られることは宝くじに当たると同じだからである。さらに短期受刑者のパロール決定にあたっては、次のような諸点を考慮すべきである。(一)短いパロール期間が家族や保護観察官との接触あるいは居住や就職に役立つか、(二)短いパロール期間がパロール終了後も、対象者が保護観察官と任意に接触しつづけることを可能にす

るか、(三)刑務所内の行動が良好でしかも自己を改善させようという意欲のある対象者の場合、パロール許可が彼を勇気づけしかも彼の努力を認めることになるか、(四)保護観察官が関与すべき家庭問題や釈放日をくり上げることを要する家庭内のニーズが存在するか、(五)期間が短いのはパロール委員会や内務省のパロール手続の行政的遅延によるのか。

(2) 長期受刑者 長期受刑者の場合、パロール委員会が第一回の審理でパロールを許可するということはめったにない。通常は二回目か三回目の審理でパロールが許可される。四回目の審理ということもある。パロール委員会は、パロール拒否が対象者に精神的に苦痛を与えること、さらに三年以上の社会からの隔離はむしろ再犯に導く重大なハンディキャップを受刑者に科すことを知っている。しかし、それにもかかわらず、実際上パロール委員会は、多くの受刑者に対し、仮釈放の最低条件期間である刑期の $\frac{1}{3}$ をはるかにこえる期間パロールを許可していない。これは、パロール委員会が早期の釈放が公共への危険を増大させ、あるいは裁判所の意向(一般予防)をだいなしにする結果となることを恐れているからである。

(3) 終身刑受刑者 終身刑受刑者は、定期刑受刑者と異なり、どれ位の期間刑務所に拘禁されるかを知らない。ただし、実際上、地方審査委員会は終身刑受刑者について収容後三一四年の間にケースについて調査を開始し、大部分は一二年以内に釈放される。第一回目の審理で仮釈放不相当とされても、ほとんどの場合数年後(最高で一〇年後)第二回目の審理が行われる。

終身刑受刑者のパロール審理に際して、パロール委員会がもつとも注意を払うのは公共への危険である。しかし、謀殺または故殺を犯した者は、必ずしも釈放後、公共への危険性が高いわけではない。たとえば不貞の妻や恋人を特

別なストレスの下であるいは激怒して殺した者は、非情な強盗常習者より釈放後公共への危険性は低い。他方、パロール委員会は、パロール審理に際し犯罪の重大性をつねに念頭においている。そこでは、対象者が刑務所で服役した時間が犯罪の重さと均衡がとれているかどうかが問題とされる。

三 パロール許可基準を貫く中心テーマは、S・マッケイによれば、(一)対象者の前歴、人格および家庭的な背景についてできるかぎり知ること、(二)拘禁をつづけることが社会にとって利益であるかどうかを判断すること、(三)受刑者と社会にとってパロール許可は是か否かを判断すること、である。さらにこの基準設定の実際的な意図としては、いかにパロール適用を拡大するかにあるといつてよい。すなわちこの基準は公共の保護を基本的視点としてすえつつも、多くの受刑者をこれまでより早期に釈放することが主要眼目であるといつてよい。このことは、許可基準のガイドラインが、パロールの許可が場合によっては受刑者を満期で釈放するより公共への危険度を弱めることになることを指摘していることからもうかがえよう。

しかし、これらのパロール基準については多くの批判がある。まずF・マックリントックは、これらの基準は、委員会のパロール許可方法の内容や各基準間の重要性を何ら示していないと指摘した。⁽⁴⁾ またA・ボトムリーとA・ビルトンが、ハル刑務所で一九七〇年に受刑者に面接調査した結果、第一に受刑者間にパロールの実務・手続についての理解にかなりの混乱があること、第二に受刑者の多くはパロール制度を不正義で秘密性を帯びたものとして認識していることを発見した。⁽⁵⁾ さらにK・ホーキンスは「パロール委員会の用語をしらべた受刑者は、彼のケースにおいて実際にどんなことが考慮されているのかまったく見当がつかない」と指摘した。つまりK・ホーキンスによれば、パロール許可基準は一般用語で語られており、実際上、互いに矛盾のないものではないからである。ホール・ウイリアム

假釋放と社会内処遇体制 I)

「假釋」の事に投げだされたる批判⁽⁸⁾。他方、前述した所によれば、假釋者パール決定基準にて「監護」の事に投げだされたる批判⁽⁹⁾。他方、前述した所によれば、假釋率が各地方審査委員会によってかなり異なってゐるが、この問題は、パール許可基準の曖昧さをもたらす要因である。又・カバード・ヘンダーソン、今回のパール監査基準補足はパールをめぐる問題の解決に限定的な影響しかねない点⁽¹⁰⁾。

(未訳)

- (1) Home Secretary's Statement of 4 Aug. 1975.
- (2) The Criteria for Selection for Parole—Guidance for Local Review Committees at Prisons, 1975.
- (3) K. Hawkins, The Parole Decision—A Guide, 1977.
- (4) S. Mackey, Parole—Background, Machinery and Statistics, in: Parole—The Case for Change, NACRO, 1977, p. 13.
- (5) F. McClintock, The Future of Parole, in: Prisons—Past and Future, J. Freeman ed., 1978, p. 125.
- (6) K. Bottomley and A. Bilton, About Parole, Prison Service Journal, 1971, vol. 1, pp. 6.
- (7) K. Hawkins, Parole Procedure: An Alternative Approach, British Journal of Criminology, 1973, vol. 13, No. 1, p. 11.
- (8) Hall Williams, Natural Justice and Parole (2), [1975] Crim. L. R., 1975, p. 219.
- (9) P. Cavadino, Parole—The Case for Change, NACRO, 1977, p. 25.